

令和 8 年度環境対策項目

令和 8 年 3 月 24 日
官 庁 営 繕 部

官庁営繕環境行動計画（令和 7 年 7 月 1 日）に基づき、七つの環境対策について、令和 8 年度に重点的に取り組む環境対策項目は以下の八つとする。

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

【環境対策項目 1】官庁施設に求められる環境保全性の水準を満たす施設整備等

- ・ 官庁施設を新築する場合は、「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、施設整備、構内緑化等を実施する。
- ・ エネルギー消費性能を原則 ZEB Oriented 相当以上とする。また、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。（別添 1 参照）
- ・ 断熱性能の向上に努め、LED 照明器具を採用し、高効率な設備システムや設備機器の導入を検討するとともに、LCEM 手法の活用を図る。
- ・ 設備機器等を更新する場合も、整備内容に応じて新築の場合と同様とする。
- ・ 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注する場合は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）第 5 条第 1 項の基本方針等に基づき、環境配慮型プロポーザル方式を採用する。

再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

【環境対策項目 2】太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

- ・ 官庁施設を新築する場合は、太陽光発電及び地中熱利用システム等の導入を推進する。

ライフサイクルカーボンに配慮した官庁施設の整備

【環境対策項目 3】ライフサイクルカーボン削減に向けた取組

- ・ ライフサイクルカーボンの算定を試行的に行うとともに削減に向けた課題の整理を図る。（別添 1 参照）
- ・ 営繕工事における低炭素型コンクリート試行工事を行う。（別添 2 参照）

官庁施設における木材利用の推進

【環境対策項目 4】官庁施設における木材利用の推進

- ・ 官庁施設を整備する場合は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、積極的に木造化や内装等の木質化を図るなど、木材の利用を推進する。

建設リサイクルの推進

【環境対策項目 5】グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき国土交通省が定めた環境物品等の調達の推進を図るための方針に従って、環境物品等の調達を推進する。

【環境対策項目 6】建設副産物対策の推進

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）を始めとした各種廃棄物関連法規の遵守を徹底する。
- ・ 建設リサイクル推進計画 2020（令和 2 年国土交通省）の推進計画に掲げられた取組を推進する。

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等

【環境対策項目 7】雨水利用の推進

- ・ 官庁施設を新築する場合は、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づき雨水利用を推進する。

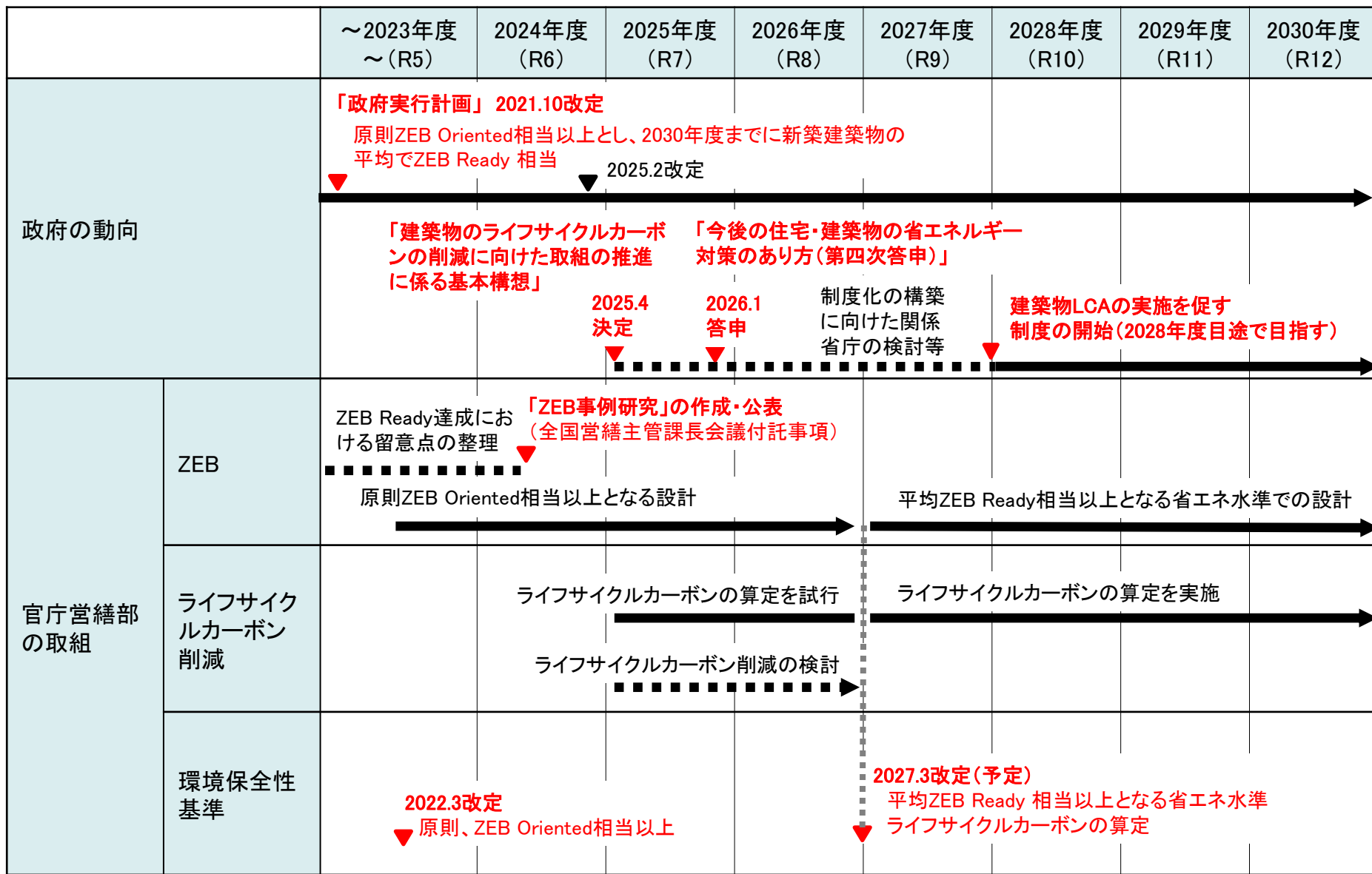
政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

【環境対策項目 8】 環境対策における情報提供などの技術的支援

- ・ 政府実行計画に基づき関係府省が行う取組等について、省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供などの技術的支援を行う。

官庁施設におけるZEB及びライフサイクルカーボン削減に向けた取組ロードマップ

【別添1】

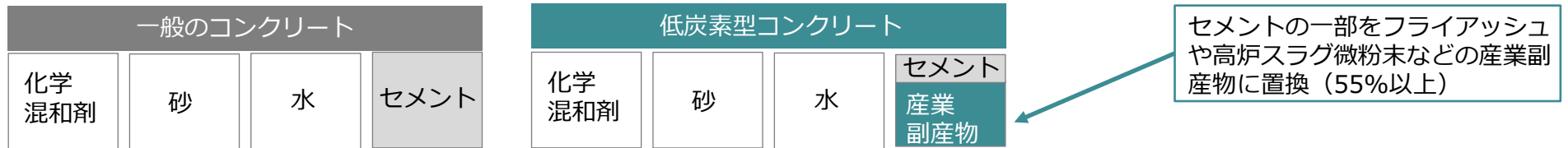


○ 背景及び目的

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに向け、運用時の省エネ・創エネに加え、建設・廃棄時のCO₂排出量の削減が課題。建設段階においては、セメント等の製造過程におけるCO₂排出量が大きく、低炭素材料の活用促進を図ることが求められる。
- ✓ GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）において、CO₂削減コンクリート等について「2030年代以降の普及を見据え、現場導入が可能な技術から国の直轄工事等での試行的適用を推進し、将来的な公共工事での調達義務化も視野に課題の検証を行う」とされた。
- ✓ 地球温暖化対策計画（令和7年2月）において、「公共工事においても、低炭素型コンクリート等のグリーン建材について、積極的な活用方を検討していく。」とされた。

○ 低炭素型コンクリートの定義

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるもの（製造時のCO₂排出量を50%程度以上削減したもの）とする。なお、CO₂吸収型コンクリートを含む。



○ 宮繕工事における低炭素型コンクリート試行工事

- ✓ 「宮繕工事における低炭素型コンクリート試行工事」とは、受注者が希望する場合に低炭素型コンクリートの使用を試行する工事である。受注者は低炭素型コンクリートの試行の希望の有無を監督職員に報告する。なお、当該試行を希望する場合であっても、効果対費用等を考慮し、対象外とする場合がある。
- ✓ 低炭素型コンクリートの試行対象は、外構工事で使用する表1記載のプレキャストコンクリート製品とする。ただし、表1に記載された製品すべてに低炭素型コンクリートを用いる必要はなく、一部の製品への使用でもよい。一部の製品に使用する場合、受注者はその対象と数量を監督職員に報告する。
- ✓ 低炭素型コンクリートを用いた製品を使用する場合は、その品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。
- ✓ 当該試行を希望する場合、設計変更の対象とする。
- ✓ 受注者は、低炭素型コンクリートの試行について、監督職員の調査に協力する。

表1 対象

建築用コンクリートブロック (JIS A 5406)
コンクリート間知ブロック (JIS A5371)
縁石 (JIS A 5371)
側溝 (JIS A 5371, JIS A 5372)
コンクリート平板 (JIS A 5371)
インターロッキングブロック (JIS A 5371)